

教育職員免許状授与申請書類（教育職員免許法第5条、法別表第1、第2による申請）

※ 経験年数を利用した上位の免許取得、他教科の免許取得等は教育職員検定申請書類（教育職員免許法第6条、法別表第3、4、5、6、7、8関係）によること。

1 教育職員免許状授与申請書（様式第1号）
（手数料として免許状1件につき、3,300円の岩手県収入証紙を貼り付けて提出のこと）

2 履歴書（様式第6号）

※未更新（期限切れ）により失効した免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限り）を有する者で、再度、同種の免許状の授与を申請する場合は、当該失効免許状（返納済みの場合は免許状授与証明書）を提出することにより、3、6、7、8は提出不要。

※3 学力に関する証明書

- ・ 基礎資格（学士、修士等の学位）が記載されていること。
（単位は免許法による科目名で記載されていること。）
- ・ 複数の大学での科目等履修の場合は、該当する大学の学力に関する証明書全てを提出すること。（体育・日本国憲法・情報機器の操作・外国語コミュニケーションを教職課程のある大学とは違う大学で単位を取った場合はその大学の証明書も添付すること。）

※4 戸籍抄本

※4、5は県内学校の現職者（教諭・講師）は提出不要。

※5 宣誓書（様式第9号）

- ・ 免許法第5条第1項第3号から第6号に該当しない旨の宣誓（署名）

※6 介護等体験証明書（社会福祉施設5日分及び特別支援学校2日分）

- ・ 小、中学校の免許状取得の場合で、平成10年4月1日以降大学に入学した者。
- ・ 小、中免許申請と同時に特別支援学校免許を申請する者は、介護等体験は不要。

※7 免許状の写しまたは、免許状授与証明書

- ・ 既に所有している免許状の上位の免許状を取得する場合。（例：高1種→高専修）
- ・ 免許状の写しを提出した場合、その免許状に係る単位修得証明書の提出は不要。
（例：今回、高専修免を申請する場合、高1種免に係る単位修得証明書は不要。）
- ・ 本県発行の免許状の授与証明書を提出する場合、証明申請書を免許申請書と一緒に提出しても可。

※8 実務に関する証明書（様式第8号）（該当する者のみ提出すること。）

- ・ 教員としての実務経験を有する者が、その経験年数に基づき教育実習の単位を教職に関する科目の単位をもって振り替える場合。（免許法施行規則第2条から第5条の表に該当する者。）

9 返信用封筒 ・角2号 180円切手貼付け、返信先・個人名明記のこと。

●免許状送付時期等（月2回）

15日締め切り分：20日頃の送付（15日の授与年月日）

月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の授与年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）

岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当

電話 019-629-6124（直通）

教育職員免許状授与申請書類（第5条別表第2の2関係）《栄養教諭免許状》

1 教育職員免許状授与申請書（様式第1号）（手数料3,300円）

※ 岩手県収入証紙貼付けのこと

2 履歴書（様式第6号）

※未更新（期限切れ）により失効した免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限る）を有する者で、再度、同種の免許状の授与を申請する場合は、当該失効免許状（返納済みの場合は免許状授与証明書）を提出することにより、3は提出不要。

※3 学力に関する証明書

- ・ 基礎資格（学士、修士等の学位）が記載されていること。
（単位は免許法による科目名で記載されていること。）
- ・ 複数の大学での科目等履修の場合は、該当する大学の学力に関する証明書全てを提出すること。（体育・日本国憲法・情報機器の操作・外国語コミュニケーションを教職課程のある大学とは違う大学で単位を取った場合はその大学の証明書も添付すること。）

4 栄養士免許証または登録証明書の写し

5 戸籍抄本

6 宣誓書（様式第9号）

7 返信用封筒（角2号 180円切手貼付け、返信先明記のこと。）

●免許状送付時期等（月2回）

15日締め切り分：20日頃の送付（15日の授与年月日）

月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の授与年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）

岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当

電話 019-629-6124（直通）

教育職員免許状授与申請書類（第5条別表第2関係）《養護教諭免許状》

- 1 教育職員免許状授与申請書（様式第1号）（手数料3,300円）

※ 岩手県収入証紙貼付けのこと

- 2 履歴書（様式第6号）

※未更新（期限切れ）により失効した免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限る）を有する者で、再度、同種の免許状の授与を申請する場合は、当該失効免許状（返納済みの場合は免許状授与証明書）を提出することにより、3は提出不要。

- ※3 学力に関する証明書（施行規則第66条の6に定める科目の単位）

※平成23年度以前に保健師養成機関を卒業し、二種免許状に係るロ及びハの項に基づく申請の場合は不要

- 4 保健師免許証または登録証明書の写し
- 5 戸籍抄本
- 6 宣誓書（様式第9号）
- 7 返信用封筒（角2号 180円切手貼付け、返信先明記のこと。）

●免許状送付時期等（月2回）

- 15日締め切り分：20日頃の送付（15日の授与年月日）
月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の授与年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）
岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当
電話 019-629-6124（直通）

教育職員免許状授与申請書類（第5条、昭和63年附則第5項関係）

※ 旧法で1種免許状を取得し、平成2年4月1日より前に大学院に在学し、平成5年3月31日までに修士の学位を得た者（大学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上を修得した者を含む。）は、以下の申請により専修免許状を取得できる。 ※小学校、中学校、幼稚園のみ。（高等学校は除く。）

1 教育職員免許状授与申請書（様式第1号）（手数料3,300円）

※ 岩手県収入証紙貼付けのこと。

2 履歴書（様式第6号）

※未更新（期限切れ）により失効した免許状（岩手県教育委員会が授与したものに限る）を有する者で、再度、同種の免許状の授与を申請する場合は、当該失効免許状（返納済みの場合は免許状授与証明書）を提出することにより、3、4は提出不要。

※3 学力に関する証明書

※ 修了した大学院より発行してもらうこと。

※4 免許状授与証明書（1種免許状分）

岩手県発行の1種免許状の場合、授与証明申請書を提出のこと。

※5 戸籍抄本

※岩手県内の学校に校長又は教員として在職している者は、5、6は提出不要。

※6 宣誓書（様式第9号）

7 返信用封筒（角2号 180円切手貼付け、返信先明記のこと。）

●免許状送付時期等（月2回）

15日締め切り分：20日頃の送付（15日の授与年月日）

月末締め切り分：翌月はじめ頃の送付（月末の授与年月日）

●提出・問い合わせ先

〒020-8570（住所不要）

岩手県教育委員会事務局教職員課 免許担当

電話 019-629-6124（直通）